

○観光庁告示第十九号

平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成三十年政令第二百十一号）により指定された平成三十年七月豪雨による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

平成三十年七月十九日

観光庁長官 田村 明比古

<p>特定権利利益</p>	<p>旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第三条の規定に基づく旅行業の登録</p>
<p>対象者</p>	<p>平成三十年七月豪雨に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域内に主たる営業所を有する者</p>
<p>延長後の満了日</p>	<p>平成三十年十一月三十日</p>